



強度行動障害の状態にある子どもが

地域の中で安心して過ごせる場所を確保できるよう



強度行動障害児受入環境整備

令和8年7月から

補助事業を開始します

事業所での強度行動障害の状態にある子ども(強度行動障害児)の受入が円滑に進むよう、強度行動障害児の受入れ、支援に必要な改修工事や備品の購入(環境整備)を行うために必要な経費の一部を助成します

補助要件

- ①名古屋市が支給決定をしている強度行動障害児を受入れている事業所※¹であること
- ②交付申請前に、りんくす名古屋等による「訪問コンサルテーション」を受け、環境整備の必要性等について助言を受けること

※¹ 補助対象事業所：名古屋市内に住所を有する、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

補助内容

強度行動障害児の受入れ、支援に必要な改修工事又は備品の購入
(例) クールダウンスペース整備、視覚支援備品等、壁の衝撃吸収材化、ガラスのアクリル化など

補助額

対象経費の3/4 (補助上限60万円)

お問合せ

名古屋市子ども青少年局子ども福祉課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL 052-972-3187 FAX 052-972-4440

詳細は以下の2次元コードを確認ください



利用の流れだよ



事業者

名古屋市

①事前相談

②訪問コンサル

りんくす等

③意見書の作成

④交付申請

⑤交付決定

⑥環境整備の実施

⑦実績報告・⑧補助金交付申請

①事前相談

電話で子ども福祉課にご連絡ください。職員が簡単な聞き取をして制度対象であるか確認し、必要に応じてりんくす名古屋等に引き継ぎます。
052-972-3187(子ども福祉課)

②・③訪問コンサルテーションと意見書の作成

交付申請の前に、りんくす名古屋等による訪問コンサルテーションを受け、環境整備の必要性・内容等について助言を受けます。りんくす名古屋等は、訪問した内容を基に意見書を作成し、子ども福祉課へ提出します。

④交付申請

環境整備の実施前に、交付申請書等を電子申請フォームから提出してください。

⑤交付決定

子ども福祉課は、交付申請書等と意見書を審査し、適当と認める場合は交付決定通知書を送付します。

⑥環境整備の実施

交付決定後、交付申請の内容に基づいて環境整備を実施してください。

⑦・⑧実績報告と補助金交付申請

環境整備の完了後20日以内又は年度末(3月31日)のいずれか早い日までに、実績報告書等を電子申請フォームから提出してください。子ども福祉課は実績報告の内容を適正と認めた場合、補助金確定通知書を送付しますので、それを受領後、補助金交付請求書等を電子申請フォームから提出してください。